

進歩性を欠いている旨の無効理由を有する実用新案権に基づく差止請求権、損害賠償請求権、不当利得返還請求権についての不存在確認請求を認容するとともに、実用新案技術評価書を提示しない実用新案権の行使が不正競争防止法上の信用毀損行為に当たるとして、その差止請求および損害賠償請求を認容した事例

—安定高座椅子事件—

大阪地判平成27年3月26日 平成26年(ワ)第5064号 (判時2271号113頁)

東海大学 情報理工学部 兼任講師・弁理士 中川 淨宗

◆事案の概要

原告Xは、インテリア・家具・雑貨の企画、製造、卸売り、販売および輸出入などを目的とする会社であり、昭和35年の創業時から座椅子の製造および販売を行っている。

被告Yは、家具類ならびに婚礼セットの卸売りおよび小売りなどを目的とする会社であり、考案の名称を「安定高座椅子」(以下、Y考案)とする実用新案登録第3158266号に係る実用新案権(以下、Y実用新案権)を有している。

Xは、平成19年8月ごろから高座椅子に係るX商品①を、平成20年8月ごろからX商品②を、平成21年8月ごろからX商品③をそれぞれ製造販売した。

Yは、左右の脚板を後方に延伸する長さを背板の長さの3分の1から2分の1と限定し、それ以外の構成はX商品③と同一であるY考案について、平成21年12月25日に実用新案登録出願(以下、Y出願)を行い、平成22年3月2日に実用新案登録を受けた。

Xは、平成23年8月ごろから、X商品③よりもさらにY考案に類似するX商品④を製造販売したが、Yはこれに対してY実用新案権に基づく権利行使を行わなかった。

Yは、Y実用新案権につき、特許庁長官に対して実用新案技術評価の請求をしたところ、平成23年11月24日付でY考案は引用文献の記載からみて進歩性がないと評価する実用新案技術評価書(以下、本件技術評価書)を得た。

Xは、本件X商品を開発して、平成24年8月ごろからその製造販売を行ったが、これに対してYが直ちにY実用新案権に基づく権利行使を行うことはなかった。

なおXは、毎年、高座椅子を含むXの商品を掲載したパンフレットを作成しているが、これには商品の外観写真や

サイズなどが記載されている。また、高座椅子を含むXの商品は、Xの商品であることを示して通信販売業者のカタログやインターネット上で家具などを販売する業者のウェブサイトに掲載されている。

Xは、平成26年1月24日付で、Yに対し、Yの販売するフラップ付きレンジ台(以下、Y商品)は、Xの販売するキッチンキャビネットの形態を模倣したものであるとして、直ちにその宣伝広告および販売の中止を求める旨の警告書(以下、X警告書)を送付した。

X警告書に対し、Yが、上記の要請には一切応じられない旨を平成26年2月5日付通知書により回答したところ、Xは同年3月14日にY商品の輸入および販売などの差止めを求める仮処分命令申立事件の申立てを行った。ただし、同事件は同年5月13日に和解により終了している。

その直後、Yは、Xに対し、平成26年3月18日付で本件X商品がY実用新案権に抵触すると認識しているとして、本件X商品に関する一切の広告宣伝および製造販売の中止を求める通知書(以下、本件警告)を送付した。

併せて、Yは、インターネット上のショッピングモールにおいて本件X商品を販売していた訴外8つの業者(以下、本件通知先)に対し、平成26年3月18日付で弁護士の名義により、本件X商品がY実用新案権に抵触すると認識している旨を告知し、その点についての本件通知先の認識の有無、今後の対応および見解について回答するように求める旨の通知書(以下、本件通知)を送付した。

なお、本件通知先にはXと直接の取引のある2社と、Xと直接の取引はなく、卸売業者などから仕入れてインターネット上でXの商品を販売する6業者が含まれている。

しかしながら、本件警告および本件通知の送付の前後を通じて、Y自身がXまたは本件通知先に対し、本件技術評価書を提示することはなかった。

本件通知の後、Xと直接の取引のない6業者のうち3業者は本件X商品の掲載を取りやめた。また、Xと直接の取引のある2社のうち1社も本件X商品のみ掲載を取りやめ、この2社に対するXの売り上げは減少した。

Xは、本件通知先から本件通知のあったことを知らされ、平成26年3月28日付回答書により、Yに対し、Y考案は進歩性を欠き、無効であること、実用新案技術評価書を提示せずに本件警告および本件通知を行うことは、Xの営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に当たるとして謝罪および通知の撤回を求めたが、Yはこれに回答しなかった。

本件は、Xが、YはXに対してY実用新案権に基づく差止請求権などを有しないことの確認、Xによる本件X商品の製造および販売がY実用新案権を侵害する旨をYが第三者に告知することの差止めなどを求める事案である。

本判決は、Y考案はY出願前に公然実施されたX商品③に基づいて当業者が極めて容易に考案することができたものであるから進歩性（実3条2項）を欠いているため、YはXに対してY実用新案権に基づく権利行使ができないとしたうえで、Yによる本件通知先への本件通知の送付が信用毀損行為（不2条1項14号〔現15号〕）に該当するか否かについて、次のように判示している。

◆判旨～請求一部認容～

1. 不正競争行為の差止めについての判断

「ア ……YはXと競合する関係にあり、Xが製造、販売する高座椅子の構造、形態については、カタログや販売業者のウェブサイトで常に公開されていたのであるから、その内容については、Yにおいて認識していたものと推認される。

そして、Y出願の内容が、当時製造販売されていたX商品③に対応していること、よりY考案の構成に類似するX商品④が製造販売されたころ、Yが、Y考案について技術評価の請求を行っていること、本件技術評価書において進歩性を否定する旨の判断を受けた後、YはX商品④に対し権利行使をせず、本件X商品の製造販売がされても同様であったこと、別件Y商品の関係で、Xから警告書の送付及び仮処分事件の申立てを受けた後に初めて、Yは、Y実用

新案権に基づき、本件警告及び本件通知を行ったこと、以上の経緯が認められる。

イ 一般に卸売業者等から商品を仕入れてネット等で販売するだけの立場の業者が、弁護士名で、商品が実用新案権に抵触すると認識している旨を通知された場合、その販売を継続すれば、実用新案権を侵害するものとして、損害賠償請求の相手方等にされる可能性がある旨理解するのが通常である。

他方、……Y考案は、XのX商品③との関係で進歩性を欠き、無効とされるべきものであるが、前述のとおり、Yは、X商品③については認識していたものと認められるし、理由は異なるとしても、本件技術評価書において、Y考案には進歩性がない旨の評価を受けていたのであるから、前記アの経緯を考慮すると、Yは、Y実用新案権が無効とされ、これに基づく権利行使が否定される蓋然性が高いことを認識しながら、あえて本件警告及び本件通知に至ったものと推認することができる。

このような状態で、Yは、本件技術評価書を提示することなく、換言すれば、有効性に特段の問題もない権利であるかのようにして、本件通知先に前記内容の本件通知を送付したのであるから、これは、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に該当するといわざるを得ない（不正競争防止法2条1項14号）

2. 損害賠償請求についての判断

「ア ……法が定めるところによれば、実用新案技術評価は、特許庁審査官が行う一種の判定であって、実用新案登録無効審判と同様の効力を有する行政処分にはあたらず、実用新案技術評価において無効原因がある旨の評価を受けたとしても権利行使が禁じられるわけではないが、その場合、一方では、技術評価書の判断を否定して権利行使をするには、相応の根拠が必要というべきであるし、他方では、権利行使に先立って技術評価書を提示することにより、相手方は、技術評価書の記載を参考に権利の有効性を争う方向で対応するか、逆に、技術評価書の判断に依拠せず権利を有効なものとして対応するかを判断、選択することができるのであって、法は、そのような趣旨で、権利行使に先立ち、技術評価書を提示して警告することを求めたものと解され、技術評価書の提示は、極めて重要なものと位置付けられる。

イ 既に認定したとおり、Yは、本件技術評価書を提示することなく、Xに対しては、本件警告を送付して販売等の差止めを求めており、販売業者である本件通知先に対しては、本件通知を送付して本件X商品がY実用新案権に抵触する旨を指摘し、その対応について回答するよう求めているのであるから、前者については技術評価書の提示のない権利行使、後者については技術評価書の提示のない警告というべきであり、……これは、不正競争行為にあたと同時に、権利が無効となる可能性があることを知る機会を与えないままこれを行ったという意味で、法の趣旨に反する違法な行為というべきである。

ウ ……これまで検討したとおり、Yは、Y実用新案権が無効とされ、これに基づく権利行使が否定される蓋然性が高いことを認識しながら、仮処分事件の申立てに対抗するように、法の規定に反し、本件技術評価書を提示することなく、有効性に特段の問題もない権利であるかのようにして本件通知を送付し、その結果、一部の業者は、本件X商品の取扱いを停止したのであるから、Yの行為は故意の不正競争行為と評価すべきものであり、その違法性の程度は大きいといわなければならない]

◆評釈～結論賛成・理由一部賛成～

1. 本判決の位置づけ

従来の判例では、東京地判昭和47年3月17日「フイゴ履事件(第一審)」^{*1}をはじめ、権利者が競業者の取引先に対し、その取り扱う競業者の生産に係る製品などが自らの知的財産権の侵害である旨の警告を行った場合、当該知的財産権の有効性が否定されたり、その製品が当該知的財産権の権利範囲に含まれず非侵害とされたりした場合は、当該警告行為は直ちに信用毀損行為に該当する旨を判示する判決が支配的であった(以下、便宜的に「直結説」と呼ぶ)。

しかしながら、東京地判平成13年9月20日「メタルピデオテープ金属粉末事件(第一審)」^{*2}をはじめ、上記のような警告行為が、諸般の事情を総合して、正当な権利行使の一環として行われたものと評価される場合、その違法性が阻却されるなどして、信用毀損行為に該当しないとする判決が現れてきた(以下、便宜的に「非直結説」と呼ぶ)。

もっとも、非直結説による判決が現れてきた後も、東京地判平成16年3月31日「背負い鞆事件」^{*3}といった従前の直結説による判決も引き続き存在するところである。

本判決は、Yによる本件通知先に本件通知を送付した行為が信用毀損行為に該当するか否かを検討する際に、Y実用新案権が無効であるから直ちに信用毀損行為に該当するとは判断せず、正当な権利行使であるか否かについては判示しないものの、Yが本件通知を行った経緯、通知先の事情、Yが無効理由を知り得た可能性などを総合的に考慮して信用毀損行為に該当すると判断した点に特徴がある。

本判決は、実用新案技術評価書を提示せずに行った実用新案権に抵触する旨の警告が信用毀損行為に該当するか否かを判断した事例として先例的意義を有するものである。

2. 不正競争行為の差止めについて

まず、信用毀損行為の「虚偽の事実」とは、客観的事実に反する事実のことである。本件で問題になった実用新案権をはじめとする知的財産権の有効性ないしその侵害の成否は、特許庁ないし裁判所などによる公権的な判断によって確定するものであるから、そのような公権的な判断と異なる私的な判断は、ここでいう虚偽の事実になり得る^{*4}。

そして、知的財産権の有効性ないしその侵害の成否は、公権的な判断の有無や先後で変わることなく存在する事実であるから、本件のように特許庁による無効審決の確定ないし裁判所による権利無効の抗弁を認容する判決が確定する前に行われた警告も、信用毀損行為に該当する^{*5}。

そうすると、直結説によれば、権利者が競業者の取引先に知的財産権の侵害である旨の警告を行った場合、本件のように当該知的財産権の有効性が否定されたときは、当該警告行為はすぐさま信用毀損行為に該当する。

ところで、権利者が上記のような警告を行う行為自体は、訴訟に要する時間、費用、労力をかけずに、侵害者にその侵害行為をやめさせ、あるいは実施権の設定許諾契約や権利の譲渡契約の締結などにつながり、知的財産権をめぐる紛争を解決できることも多いため、望ましい側面もある。

ただ、一般に取引先は競業者ほど当該商品について十分な知識を持っていないため、当該知的財産権の有効性や侵害の成否について正確に判断することは困難であろう。

よって、本件のように権利者が競業者の取引先に警告を行えば、当該取引先に競業者の製品ではなく代替品を取引するように仕向け、競業者に当該商品に係る事業をやめさせるように追い込むことは比較的容易であり、競業者に深刻な打撃を与えることになりかねない^{*6}。

そこで、権利者による競業者の取引先への警告が信用毀損行為に該当するか否かを検討するに際しては、権利者にその知的財産権の正当な行使を躊躇させないようにする必要があるとともに、そのような警告によって競業者の営業上の信用が不当に毀損されないようにする必要もあり、両者の間で均衡を図らなければならない^{*7}。

ここで、非直結説に属する見解には、以下のようなものがある。すなわち、行為規制法である不正競争防止法を適用するには、その行為の悪性を示す必要があるから、権利者が競業者の取引先に行った警告の内容および態様などを考慮して、自力救済的な手段として取引先の紛争回避傾向を誘導するものでなければ虚偽の事実に該当しないとする見解^{*8}、権利者が事実的ないし法律的根拠を欠くと知り得ない場合であり、かつ、権利行使の態様が社会通念上の範囲を超えなければ信用毀損行為に該当しないと見る見解^{*9}、過失などの警告者の主観的な事情に限らず、より広く警告の経緯、内容、態様などのさまざまな客観的な事情を考慮して警告行為の実質的な違法性の有無を検討すべきであるとする見解^{*10}、警告の内容や被警告者の事情などを検討し、権利者が競業者の取引先に警告を行う際にいかなる注意義務を負っているかを明確にし、その注意義務を果たしていれば信用毀損行為にならないとする見解^{*11}などである。

このような非直結説が主張される理由としては、無体物に係る知的財産権の侵害の成否を判断するのは困難であるから、その侵害が成立しなかった場合の警告行為が直ちに信用毀損行為に該当するとなれば、知的財産権の行使に多大な萎縮的效果をもたらすことが挙げられている^{*12}。

また、知的財産権の中でも、特に特許権のように特許庁における実体審査を経て取得した権利について、何らの無効理由も判明していない状況でこれを調査する義務を負わせるのは、権利者に酷であることも挙げられている^{*13}。

しかしながら、このような非直結説の立場に対して、直結説の立場からは以下のような批判がなされよう。

まず、競業者からの差止請求（不3条）については、現在または将来の信用毀損行為が問題になるところ、既に当該知的財産権の有効性が否定されているならば認容すべきであり、その有効性が肯定されているならば棄却すべきである。同じく損害賠償請求（不4条）については、権利者が知的財産権の侵害に基づく警告を行う際、十分に注意義務を果たしたのであれば、故意または過失が否定されるこ

とになり、その請求が認容されることはないから、特に権利者にとって不利益になることはない。そもそも、既に知的財産権の侵害は否定されているのだから、その侵害の成否を判断することの困難性は理由にならない^{*14}。

あわせて、差止請求は故意または過失を要件としていないところ、権利者が警告を行う際の注意義務の問題は、損害賠償請求を行う際の過失の有無に関わるものであって、信用毀損行為の成否それ自体に関わるものではない^{*15}。

そして、知的財産権の有効性が否定される場合にまで、その権利を保護するのは行き過ぎであって、そのような権利に基づく警告までもが正当な権利行使であるとはいえない。このような不当な警告による被害を受けるのは競業者の側であるから、一方的に権利者を保護すれば、それと同時に競業者の被害が拡大することになる。もし、これが許容されるならば、ひいては知的財産権の侵害を理由とする不用意な警告の乱発や乱訴を招来しかねない^{*16}。

また、非直結説が述べる諸般の事情を総合的に考慮するというのは、具体的にどのような事情を検討し、その事情がどれぐらいの比重をもって判断するのかが不明確である。よって、権利者による競業者の取引先に対する警告が正当な権利行使であるか否かを明確に線引きするのが困難になり、必要以上に裁判所の裁量に委ねられるおそれがあるとともに、当事者による結果の予測が困難になる^{*17}。

さらに、非直結説の述べるような正当な権利行使や違法性の阻却といった問題は、2条1項15号の規定上は存しないため当該規定の解釈から逸脱しており^{*18}、立法によらないで新たに例外規定や適用除外規定を設けたに等しく適切ではない^{*19}。そして、同号に相当する旧不正競争防止法1条1項6号が昭和25年法改正によって「不正ノ競争ノ目的」という主観的要件を削除した沿革にも合致しない^{*20}。

最後に、産業財産権についていえば、特許庁において設定登録を受けたとしても、その後の無効審判手続きなどによってその有効性が否定されることは、産業財産権に関わる業務に就いている者であれば周知のとおりである。まして、本件のように実体審査を経ずに付与される実用新案権のほうが、実体審査を経て付与される特許権よりも無効理由を有する可能性は高い。そうであれば、権利者が競業者の取引先に警告を行う際は、自らの権利が無効にされる可能性を考慮すべきであり、権利者にこれを調査する義務を負わせたとしても一概に酷とはいえない^{*21}。

もっとも、前記の権利者と競業者の均衡を図るという前提に立つならば、直結説と非直結説の間には実質的にそれほど大きな違いはないとも指摘されている^{*22}。

本判決についていえば、Yが本件通知を送付する際に、本件技術評価書を提示しなかったことが重視されている。

直結説によれば、Y実用新案権は無効とされているため、それだけでYによる本件通知の送付は信用毀損行為に該当し、それは合理的な判断手法といえよう。Yが本件技術評価書を提示しなかったことは、損害賠償請求に係る故意または過失の有無を検討する際に考慮することになる。

一方、非直結説によっても、Yは、無効理由の引例になったX商品③を認識していたと推認されるとともに、Y実用新案権の有効性を否定する内容の本件技術評価書を取得していたことから、Y実用新案権は無効理由を有する可能性が極めて高いと考えるべきであり、Yは本件通知を送付することをむしろ躊躇すべきである。

また、本件通知先は、Xのような高座椅子の生産者ではないから、高座椅子について豊富な知識を有しておらず、Y実用新案権の有効性を正確に判断することが困難であろう。このような本件通知先が、弁護士名でY実用新案権に抵触する旨の本件通知を送付されれば、その侵害に伴う責任を容易に回避する手段として、本件X商品の取り扱いをやめ、そのことがXに打撃を与えるのは明白である。

そして、XによるX警告書の送付および仮処分命令申立事件の申立ての直後に、Yが本件警告および本件通知書の送付を行っており、両者は時間的に極めて近接していることからすれば、YはXによるX警告書の送付などに対抗すべく本件通知の送付を行っていることがうかがわれる。

以上のことから、Yによる本件通知書の送付は、直結説または非直結説のいずれによっても、信用毀損行為に該当すると考えられる。よって、本件X商品がY実用新案権に抵触する旨の本件通知を行ったことは信用毀損行為に該当し、差止請求を認容した本判決は妥当である。

3. 損害賠償請求についての判断

本判決も判示するように、実用新案権は特許出願におけるような実体審査を経ないで付与されるため、それが無効理由を有する権利である蓋然性は特許権に比べて高い。

そして、このような実用新案権の有効性の有無は当事者の判断に委ねられているところ、当事者がそのような技術

性ないし専門性の要求される判断を行うのは困難であり、実用新案権の行使を受ける第三者が不測の損害を被るおそれがある。そこで、実用新案権の有効性に関する客観的な判断材料を提供するのが実用新案技術評価制度である^{*23}。

本判決も判示するように、その有効性を否定する実用新案技術評価書を提示されて警告を受けた相手方は、それを一助として当該権利行使に対して適切に対応できる。しかし、そのような適式な警告がなければ当該権利行使に対して適切に対応するための機会を侵奪されることになる。

ここで、不正競争による損害賠償請求を行うにあたっては、行為者に故意または過失のあることが必要である（不4条）。上記のように、信用毀損行為は違法性の高い典型的な不正競争であり、競業者に多大な打撃を与えることになるから、当該行為自体から直ちに故意または過失が認められることが多い^{*24}。特に、知的財産権まして実体審査を経ないで付与される実用新案権の侵害に基づく警告については、権利者には警告に際して高度の注意義務が課される。

確かに、実用新案技術評価書は、特許庁の審査官が作成するという点では公的な性格を有するものであるが（実12条4項）、本判決も判示するように、その法律的な性格は公的機関による鑑定ないし判定といった位置づけである。よって、実用新案技術評価においていかなる内容の評価がなされようとも、それ自体が実用新案権の有効性を左右するものではなく、実用新案権の有効性の有無を最終的に判断するのはあくまでも実用新案登録無効審判などである^{*25}。

本判決も判示するように、実用新案技術評価の内容によって権利者による権利行使が妨げられる法律的な拘束力を有するものではないから、仮にその有効性を否定する内容の実用新案技術評価書を提示して警告を行い、侵害者に権利行使することも可能である^{*26}。しかしながら、その際は上記のような公的機関による鑑定ないし判定を覆して自己の実用新案権が有効であることを主張し得るだけの根拠を権利者が持ち合わせていることが当然必要である。

つまり、その内容が実用新案権の有効性を肯定するものか否定するものかを問わず、技術評価書の提示の一事をもって、故意または過失の有無を判断することはできない^{*27}。例えば、権利者による冒認出願の場合と権利者が容易に知り得ない引例に基づく進歩性の欠如の場合を同列に取り扱うことは適当でないから、無効理由の内容などに応じて個別の判断をすることが必要である^{*28}。

本件についていえば、Yは、前記のとおり、Y実用新案権の有効性を否定する内容の技術評価書を取得していただくだけでなく、無効理由の引例となったX商品③も認識していたと推認されるところである。

それにもかかわらず、本件技術評価書を提示せずに本件通知を送付した行為は、無効なY実用新案権を有効性のある権利であると偽装したに等しく、それは本判決の判示するように故意による信用棄損行為であると評価できよう。

(なかがわ きよむね)

- ※1) 無体集4巻1号98頁
- ※2) 判時1801号113頁
- ※3) 判時1860号119頁
- ※4) 小野昌延編『注解不正競争防止法(第3版)上巻』(青林書院・2012年)783頁(木村修治)、川田篤「営業誹謗行為」小泉直樹ほか編『実務に効く知的財産判例精選』(有斐閣・2014年)148～149頁、渋谷達紀『不正競争防止法』(発明推進協会・2014年)256頁、茶園成樹編『不正競争防止法』(有斐閣・2015年)117頁、土肥一史「営業誹謗行為としての権利侵害警告」工所法5号89～93頁、豊崎光衛ほか『不正競争防止法』(第一法規・1982年)271頁、松尾和子「工業所有権をめぐる不正競争防止法上の二、三の問題について」特許Vol.33 No.11 1433頁。なお、本研究会では、このような警告は権利者の意見の表明であって、「虚偽の事実」には該当しないのではないかと疑問が提示された。
- ※5) 青柳吟子「虚偽事実の陳述」牧野利秋編『裁判実務大系第9巻』(青林書院・1985年)504頁
- ※6) 鈴木《判批》判評550号30頁、小野編前掲783頁(木村)、松尾前掲論文1433頁
- ※7) 土肥一史《判批》福法25-1 131頁、三村量一・平津慎副《判批》知財研フォーラムVol.92 76頁、鈴木前掲判批30頁
- ※8) 土肥一史「取引先に対する権利侵害警告と不正競争防止法」相澤英孝ほか編『知的財産法の理論と現代的課題』(弘文堂・2005年)451・456～457頁、土肥一史《判批》知財Vol.55 No.5 608頁、土肥《判批》特許Vol.31 No.5 521～523頁、土肥前掲論文100～101頁
- ※9) 外川英明「特許事件と営業誹謗行為－違法性阻却事由を中心に－」日本弁理士会中央知的財産研究所編『不正競争防止法研究：「権利侵害警告」と「営業秘密の保護」について』(レクシスネクシス・2007年)49頁
- ※10) 小野昌延・松村信夫『新・不正競争防止法概説(第2版)』(青林書院・2015年)463頁、三村・平津前掲判批76頁
- ※11) 江口順一「現行不正競争防止法の基本問題(その2)」工所法10号72頁
- ※12) 高橋隆二《判批》L&T No.19 152頁、高部真規子「知的財産権を侵害する旨の告知と不正競争行為の成否」ジュリNo.1290 95頁、外川前掲論文49頁
- ※13) 高部前掲論文97頁
- ※14) 田村善之『不正競争防止法概説(第2版)』(有斐閣・2003年)447頁、金井重彦ほか編『不正競争防止法コンメンタール(改訂版)』(レクシスネクシス・2014年)205頁(町田健一)、小野編前掲書784頁(木村)
- ※15) 小谷悦司《判批》特許Vol.36 No.2 175頁、洪振豪「知的財産権の侵害と正当な権利行使(2)」知財政策学研究Vol.24 340頁、小野編前掲書783頁(木村)
- ※16) 高林龍「特許権侵害警告と虚偽事実の告知配布」中山信弘ほか編『竹田稔先生傘寿記念－知財立国の発展へ－』(発明推進協会・2013年)272～273頁、相良由里子「虚偽事実の告知・流布行為の認定」牧野利秋ほか編『知的財産法の理論と実務第3巻』(新日本法規出版・2007年)406頁、畑郁夫・重富貴光「不正競争防止法2条1項14号の再検討」判タNo.1214 17頁、瀬川信久「知的財産権の侵害警告と『正当な権利行使』－近時の裁判例について－」知財政策学研究Vol.9 128～129頁、洪前掲論文338頁、渋谷前掲書264～265頁、鈴木前掲判批34頁、田村前掲書448～449頁、茶園編前掲書119～120頁、松尾前掲論文1434頁
- ※17) 川田前掲書154頁、鈴木前掲判批34頁、畑・重富前掲論文17頁
- ※18) 鈴木前掲判批32頁、田村前掲書449～450頁、畑・重富前掲論文16～17頁。なお、本研究会では、違法性の有無の検討は、新たな要件の定立などではないとの意見が出された。
- ※19) 川田前掲書154頁
- ※20) 相良前掲書406頁
- ※21) 三村・平津前掲判批78頁。反対 土肥前掲注8論文440頁
- ※22) 村田真一《判批》AIPPI Vol.59 No.11 31頁、相良前掲書406頁
- ※23) 渋谷達紀『知的財産法講義Ⅰ』(有斐閣・2006年)397頁、特許庁編『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第19版〕』(発明推進協会・2012年)831頁、平山孝二編『注解：改正特許・実用新案法の運用のてびき』(発明協会・1993年)144頁、吉藤幸嗣著・熊谷健一補訂『特許法概説(第13版)』(有斐閣・2001年)692頁
- ※24) 青柳前掲書510頁、渋谷前掲注4書271頁
- ※25) 東京高判平成12年5月17日「照明装置付歯鏡事件」判工2期版4933の6頁、小山総三郎「新しい実用新案制度とつきあう法－実用新案法の改正に如何に対応するか－」パテNo.46 No.12 12頁、中嶋淳「技術評価結果と権利行使の関係について」パテNo.46 No.12 24頁、特許庁編前掲書832頁、平山編前掲書144頁
- ※26) 平山編前掲書144頁
- ※27) 今井弘晃「営業誹謗行為」高部真規子編『著作権・商標・不競法関係訴訟の実務』(商事法務・2015年)465～466頁は、「判定は特許庁の意見の表明であって、鑑定的性質を有するにとどまるものであり……、出願経過や当時の技術水準がすべて検討されているとは限らないから、そのみで注意義務を尽くしたとはいえないであろう」と述べる。反対 金井ほか編前掲書202頁、田村前掲書451～452頁
- ※28) 大阪地判昭和53年12月19日「戸車用レール事件」(無体集10巻2号617頁)、渋谷達紀《判批》ジュリNo.751 115頁、渋谷前掲注23書273頁